

若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年4月30日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和3年4月26日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 財務規則（改正後）について
 - 財務書類（公会計による決算書とその分析）について
 - 令和2年度若桜町職員研修計画について
 - 財産管理台帳（土地図面、物品を含む）について
 - 鳥取県町村退手組合の状況及び将来負担について
 - 所管事務の状況について
 - その他、所管に関する事
 - (2) 議会事務局の事務事業のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 所管事務の状況について
 - その他、所管に関する事
 - (3) 税務課の事務事業次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 令和2年度分町税の賦課徴収状況（3月末現在）について
 - 固定資産税の評価替えについて
 - その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点
 - (1) 効率的な組織運営がなされているか。
 - (2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
 - (3) 財産管理及び運用は適切に行われているか。

- (4) 事業は、経済性を十分考慮されているか。
- (5) 職員の勤務状況は適正か。

5 監査の結果

(1) 議会事務局について、指摘事項は特になし。

(2) 総務課について

○令和元年度決算「統一的な基準による地方公会計財務書類」について

財務分析を基に経年比較をした指標の中で、「住民一人当たり負債額」は令和元年度時点で1, 379千円あり、毎年増加傾向にある。これは、負債総額は増加し、人口は減少しているためである。

今後の施策については十分に検討し、将来世代への負担が大きくならないよう適正、適切な財政運営が望まれる。

また、この財務書類について、財務4表の内容を十分に分析し、職員への研修機会を設けるなどして、住民のための施策に活用していただきたい。

○若桜町職員の勤務状況等について

年間に、過度ともいえる長時間の時間外勤務を行っている職員がいることを確認した。その原因分析を行うとともに、所属長等の指導や業務改善等により、業務の平準化を図り時間外勤務を削減し、ワークライフバランスの改善、メンタル面においても業務のやりがいとモチベーションが保持できる組織環境となるよう対策を講じられたい。

(3) 税務課について

滞納者への督促強化を引き続き継続するとともに、「新たな滞納者を出さない」という強い姿勢で町税収入の確保に努力されたい。

以上